

平成 21 年 2 定 防災警察常任委員会

益田委員

私は2問ばかり質問を用意しておりました、その前に一つ聞きたいことが生じたのでお聞かせいただきたいと思っております。

予算ですので、お聞きしたいんですが、私、前から申し上げていることですが、予算が多ければ、確かに治安という問題がかなり向上してくるという、そういう正比例というのはあると思いますが、一方で、こういう経済状況の中で警察の予算が増やせない中で、この治安をどうやって守るのかということを見ると、いわゆる警察職員だけではなくて、それ以外の方々の力をお借りするしかないのではないかと、私は常に思っております。

違った意味でいうと、先ほど加藤委員が質問しておりましたけれども、先ほど防犯灯の話がありましたが、要するに、警察の予算ではなくて、自治体に予算を動かしてもらって治安を守ると、こういう角度の話と、もう一つは、何といたっても警察というのはマンパワーですから、人間にかかる費用というのは絶対的に多いわけですね。そうなりますと、応援団というのはどこにいるかと考えると、職員よりも少ない給与と、いまいしょうか、労賃で頑張っていただけの人たちというのは、一つは、非常勤の方々、それからあとは、様々な業務を民間に委託して警察官の負担を軽くするという部分もありますが、費用面なるべく節減していきたいと。もう一つはボランティアです。

ほかに考えられるのは、地域住民の協力、こちら辺のところは大きな枠組みだと私は思っているんですが、実は、最初の質問が非常勤のところに行きますので、最初にちょっと伺っておきたいんですが、先ほど加藤委員の質問の時に、これだけ審議している来年度予算について非常勤職員の減額の数字を言っておりました。予算書によりますと給与費2,700万円の減額で10人減員すると、こうなっています。これはこれで、様々な財政当局とのやりとりの中でこうなってきたと思うんですが、もう一つ、2月の補正、これを見ますと、非常勤職員の報酬が1,559万2,000円減っている。これは、私はよく分かりませんが、今年度も予算を組んだけれども減額をしているということは何らかの理由があると思うんです。今日、ここでそれを聞く気はありません。聞いたらそれだけで1時間以上かかってしまいますから。これは後で説明に来てもらいたいと思うんですが、要するに、予算は非常勤用でとっておいたけれども、1,500万円からの金を使わずに、ということで減額すると、こういうふうに私は解釈しました。

それで、そういったことが今回の10人の減員と、それから2,700万円の減額につながっているとすれば、これはこれでまた違う問題がそこには発生するので、加藤委員も、財政当局とのやりとりは議会も協力しますよという話もされておりましたが、私もそういう決意を持っておまして、この辺のところはしっかり考えておかなければならないなというふうに思っております。

非常勤職員について、私、是非力を借りるべきだというふうに思っておりますが、これは財政当局とのやりとりの関係でしようが、やむを得ず10人減った、若しくは、やむを得ず2,700万の減額になったということだというふうに思いますけれども、そうなる、これから私が質問しようとするのも余り意味がないなと、こう思った。それで、今、このことを最初に申し上げておきます。

それで、先ほどの確認になるから答えられると思っておりますのでお答えいただきたいんですが、非常勤職員が何で減ったのか。先ほど理由を説明されておりましたが、ちょっと私理解できなかったの、ここだけもう一回言っただけですか。非常勤職員の減額について説明をされておりました。それについてちょっと説明してください。

警務課企画室長

非常勤職員 10 名を削減いたしました。その理由につきまして御説明を申し上げます。

2 点ございまして、1 点は、合理化を徹底して民営化を図りました。それが 1 点でございます。もう 1 点は、県警といたしましても、この財政状況の悪化の中で協力しなければならないというスタンスで協力をしました。協力するに当たりまして、合理化を徹底しようということでございます。ダブル配置をしている交番相談員や民営化で不必要になった家政員です。もう一つは、一般事務職員につきましては、時限的配置の期限が到来し、車庫調査員については再配置を行いました。

益田委員

今お話しになりました相談員その他、その辺のところ一生懸命減らしながら、アイデアを出しながら頑張っていると。民間委託できたものは減らしましたよと。民間委託については、本当に一つの考え方として大事だと思いますので、それはそれとして、やはり僕らが、外から見ている人間からすると、減らされるのは本当に何なんだと思うわけよ、実際に。

一方で、治安の維持をしっかりと頼むよと県当局が言っていて、一方では、金を減らしてくれと、ばかなことをするんじゃないよと、こう僕は思っているわけですが、それはそれとしておいて、特にこの非常勤等の問題については、今後もいろいろ要請がありますので、是非、予算は予算で 10 名減ってしまうのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、そこで、実は、昨年 9 月に、私どもの行田議員が安全安心推進特別委員会でちょっと質問したことがあります。これは、看守勤務員、この人たちの話がよく出ますので、ちょっとお聞きしたいと思ひています。

留置所に入ってくる人間というのは、どう考えてもこれは法律に違反した人が入ってくるわけですから、わがままを言ったり、暴れたり、そういう人もたくさんいると思ひます。でも、この看守員の人たちも、非常にストレスがたまったり、非常に苦勞しながら頑張っているというふうに入っているところに、昨年の 7 月の報道でありましたけれども、加賀町署において、この看守の人が、自分のたばこを与えたり、菓子やジュース、これをコンビニから買って行って渡したり、そういったことがありましたよと、こういうことが出ておりました。

それで、12 月には、今度は、お隣の警視庁玉川署、ここではびっくりする話ですが、現金 500 万円、これを提供していたんです。こういうことがここに出ていて、私はびっくりしたんですが、恐らく最初はちょっとした協力だから、まあいいかなみたいなどころから、だんだん、新聞記事ですが、留置人に脅されて深みにはまったというか、ひどいことになってしまったということだと思ひます。

私がこの時に思ひたことを申し上げます。なぜ最初の芽が小さいうちにきちんとこれを摘み取れなかったのかというところが非常に重要だと思ひています。それでは、その職員のスーレスなんかを解消してやるために上司がいるわけでしょう。そうですよね。そのために組織があるわけですよね。そういったことが、実は余り機能していないのではないかというふうに入、この記事を見たときに思ひたんですよ。この人が悪いとかいいとかという問題ではない。私はそう思ひました。

それで、この時、当時の監察官室長のコメントもここに載っているわけですよ。それはそれで本当に大事なことだと思ひますが、やっぱりきっちりこの勤務環境については考えなければならないなというふうに入思ひます。というのは、こういう行動というのは、警察に対する不信感をもつてすごく増幅させるんですよ、県民にとっては。何だよとなってしまうので、きっちりお願ひしたいと思ひを込めて聞きたいと思ひます。

まず、留置所の数と収容定員について、最初に教えていただきたいと思います。

留置管理課長

県内には56の留置施設が設置されております。内訳でございますけれども、本部に2施設、それから54すべての警察署に設置されております。収容定数は1,247名でございます。

益田委員

ここにこういう新聞記事がありましたけれども、問題があった留置人数というのは把握されていますか。

留置管理課長

平成20年中の被留置者のうち、暴れたりするなど問題があった被留置者につきましては523人でございます。なお、昨年の収容人員は、実人数で1万454人おりまして、比率にしますと全体の約5%を占めています。

益田委員

大変な数ですね。これだけの問題があった人を相手に本当に様々な苦勞をされていると思いますが、その業務を担当している職員の数と業務内容をちょっと教えてくださいませんか。

留置管理課長

県警で留置業務を専門に担当している警察官は886人でございます。

業務内容につきましては、管理、看守、護送の各業務があります。管理は、留置施設の外にある事務室で面会や差し入れの受付などを行う業務であります。看守は、留置施設内で被留置者の監視と処遇を行う業務になります。護送は、被留置者を検察庁、裁判所、拘留所等に護送する業務であります。なお、このほかに、本部留置管理で行う、各留置施設に対する指導等の業務があります。

益田委員

その方たちの年代別の構成だとか年齢だとか、それから勤務体制、勤務内容、この辺、素人の私に分かりやすく説明してもらえませんか。

留置管理課長

昨年秋の人事異動時の看守勤務員の年代別構成でございますけれども、50歳以上が約37%、50歳未満35歳以上が約19%、35歳未満が約44%となっておりますが、昨年発生しました加賀町警察署事案を踏まえまして、問題被留置者に適切に対応するためには、強い体力と気力が求められること、並びに留置部門を専務部門への登竜門とする制度を推進するため、この春の異動では、専務係を希望している多くの若い警察官を看守勤務員に任用し、50歳以上が9ポイント減の約28%、50歳未満35歳以上が同数の約19%、35歳未満が9ポイント増の約53%となり若返りを図っております。平均年齢は、昨年秋が41.3歳、今年の春が38.7歳であります。

それから、勤務体制でございますけれども、3交代制の勤務で3日に一度の当直勤務となります。勤務内容は、被留置者が逮捕され、留置施設に入所してから、釈放・移送等での出場するまでの間、動静看守を徹底して、逃走事故など、各種事故を防止しつつ、被留置者の人権に配慮しながら、食事、洗面、入浴等の処遇を行う業務であります。

益田委員

すいません、もう一回、どういう人を看守勤務員として選んでいるのかをお願いします。

留置管理課長

看守勤務員を選ぶ基準でございますけれども、勤務成績が優秀で、責任感が強く、専務系の登用が期待される者を任用しております。

益田委員

この方たちは何年ぐらいやるんですか。

留置管理課長

同一所属での監視勤務員の平均勤務年数は約1.7年でございます。

登竜門制度で、この中に異動する者は、おおむねこの期間内で専務係に異動しますが、指導的立場のある看守勤務員は複数の留置施設で勤務することから、通年の勤務年数は10年を超える者もおります。

益田委員

私、最初に申し上げましたけれども、実体験でないので申し訳ないんですが、私もインターネット等で調べましたが、こういう環境の中で看守をしていくということになると、これはえらいストレスがかかってくるなというふうに思うんです。

今、1.7年が平均で、いろいろ登竜門とかそういうようなことで長い人もいるということのようでございますが、基本的に、人事異動は、僕、特にストレスかかかるところは早く異動させた方がいいのではないかと、異動させるという言い方がいいのかどうか、異動してもらった方がいいのではないかと、精神的にまいってしまうということが非常に大きいと思うんですが、そういう考え方はございませんか。

留置管理課長

看守勤務員として任用した者につきましては、2年以内を目どに希望する専務部門に異動させる人事措置を警務課と連携して推進しております。

益田委員

2年以内にさせるということは、早めるとか何とかではなくて、こういういろいろな事件を起こすような人たちも、これはしっかりこちら側が頑張ればその人たちは耐えられると、こういう思いで2年というふうに決めていらっしゃるわけでしょうか。

留置管理課長

委員おっしゃるとおり、そのような趣旨で推進しております。

益田委員

僕が皆さん方の組織内に対して、それはもっと早くした方がいいよなんていう立場ではないんですが、少なくとも個人的な立場から見たら、そういう人事の作業というのは早めた方がよさそうな気はいたします。

次ですが、今度は本部です。皆さん方のいわゆる警察署に対する、この件に対する指導体制というのを教えてもらえますか。

留置管理課長

県内 54 警察署を四つのブロックに分けまして、本部留置管理課の警部の階級になります指導担当補佐 4 人、これが頻繁に警察署に出向きまして、指導・教養等を行っております。

益田委員

具体的にその方法と内容をちょっとお願いします。

留置管理課長

指導担当補佐が警察署を随時巡回し、適正な留置業務が行われているかなどの点検・指導を行うほか、暴れた人など問題被留置者がいるような場合は、その対応要領等を現場で指導・教養しております。

さらに、毎年計画的に開催しております各種会議、研修会等を通じて、留置施設での勤務要領、問題被留置者対応要領などの指導・教養を行っております。

益田委員

今、ここで話しになったのは、いわゆる教育的な問題はちょっと別にして、いわゆる巡回して点検や指導をしているという言葉は今私伺いましたが、指導とかと言いながら、実際には監察的なことをやっているのではないのかという気がするんだけど、そこら辺どうですか。

留置管理課長

留置施設におきまして、留置業務に関する事案等が発生した際には、事案処理のほか、監察的なことも行いますが、通常は、各警察署からの留置業務に関する質問等について直接指導したり、各種会議等を通じて、身体検査要領、護送要領、戒具の使用要領などの実践的な指導・教養を行っております。

益田委員

実践的な指導をすることは、それは大事ですよ。僕が言いたいのは、警察の体質全部とは言いませんが、私は外部の人間ですから、大体、指導・点検というと監察的な要素が非常に強いような気がするのよ。そうでなければそれにこしたことはありません。お前の言っていることは間違えているんだというならそれでいいですよ。

それがいわゆる勤務についていること自体にもストレスを感じている時に、むしろ内部の指導や点検ということが、また更にストレスになってはいけないなというように思っているわけ。それで、大体これは、特に加賀町署の場合なんかは、これはお話を伺うと、夜間に一人で頑張るらしいね、みんな。大変な思いをしてやっているということですが、その夜間のいわゆる看守勤務員に対するバックアップ、これは本部が、どういうふうにしてバックアップしていくのでしょうか。

留置管理課長

本部のバックアップについてでございますけれども、被留置者が不当要求などを行う機会が多い夜間又は早朝等に本部留置課により巡回指導を行います。問題行動を起こしている被留置者の動向並びに看守勤務員の勤務状況等の把握に努め、その場に応じた指示を行っております。

益田委員

こういう場ではそういう答えになるのでしょうか。仕事ですから仕事のマニュアルに近いようなことをおやりになっているんでしょうが、看守する側も人間ですから、その辺のところはどうしても心配だということを今言いたかったわけ。そこに対する配慮なんかは非常に大事だろうなというふうに僕は思うわけよ。

しかしこれはもう仕事ですから、そういうことなんでしょうが、加賀町署とか玉川署のことも新聞記事に出ていたので、皆さん方も御覧になっていると思いますが、先ほど問題があった留置人が平成20年度で523人という数字が出てまいりましたけれども、こういう人に対してはどのような対応をしているのか教えていただけますか。

留置管理課長

問題被留置者の対応につきましては、看守による留置施設内の巡視の徹底、看守勤務員への声掛け、簿冊での確認、看守勤務員同士との検討会の開催等により早期に問題被留置者を把握し、迅速に組織で対応するようにしております。

留置管理課では、毎日県内の問題被留置者の動静を把握し、必要な指示を待つ側とともに、動静に変化があったような場合には、留置管理課の指導担当補佐を派遣して対応していくようにしております。さらに、問題被留置者対策の一つとしまして、今年2月から神奈川県警留置業務指導員制度の運用を開始しております。

益田委員

今の指導員制度という制度をちょっと説明してください。

留置管理課長

神奈川県警察留置業務指導員制度とは、県内の留置業務に係る専門的な知識・技能を有する警部補、巡査部長の階級にある巡視担当官を指導員及び準指導員に指定し、看守勤務などに対し、実践的な指導・教養を行うとともに、問題被留置者による事案が発生した際には、率先して対応させる制度である。特に、指導員につきましては、その留置施設に派遣して事案の沈静化を図ることとしております。

益田委員

実践的指導、施設に派遣してという話がありましたが、この方は、具体的に、例えば、先ほど僕は異動の話なんかをしましたがけれども、そういったところで一緒に苦労して対応していると、こういうふうに解釈していいですか。

留置管理課長

問題被留置者に係ります事案を認知した際には、原則として留置業務指導員3名を派遣しまして、3交代制勤務をさせ、看守勤務員と一緒に問題のある被留置者に対応することとしております。なお、派遣期間でございますけれども、事案が沈静化するまでの間派遣いたします。

益田委員

これも実は、別の角度から言うと、どのぐらいの日数を一緒にいてあげるかということも非常に重要だというふうに思いますよ。ですから、こういう制度というのは非常に大事だし、これは大いにこれを活用して頑張ってください。

しかしながら、制度ができると、その制度に頼ってしまって、中身まで検討しないと、これは問題がある。これはせつかくつくったんですから。指導員の人たちはなるべくそばに付いてあげて、看守員の人たちのストレスがたまらないような、そういう仕組みに

是非してやってほしいなと思いますよ。

できたばかりでわあわあ言ってもしょうがないんですけれども、こういう制度をつくりました、だからきっと良くなると思いますというのは、僕は非常に安直だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、この指導員の方です。どういった人たちが選ばれていくのかというのは、分かりませんが、これは研修なんかをやった方がいいのではないかと、こう思うんですが、そこら辺の考え方はどうですか。

留置管理課長

留置業務指導員に対する研修につきましては、春と秋の人事異動後にそれぞれ1回ずつ開催する予定でございます。本年は、春の異動後の4月に開催する予定でございます。

研修内容につきましては、留置業務に関する法令解釈のほか、問題被留置者への対応要領、戒具の使用要領等について実技を交えた研修を行う予定であります。また、問題被留置者に対処するには、強い体力と気力を習得することが必要でございますので、逮捕術訓練等を取り入れる予定でございます。

益田委員

今ずっと聞いてきましたけれども、要は、非常に過酷な勤務、それを何とか負担を軽減することだということ、そういうことを考えていかなければならないというふうに思うんですね。それで、だからこそ、ある意味で、皆さん方の登竜門ということで、制度的な問題、具体的な問題もそういうところで鍛え上げて、それでそういうふうにしていくんだということだと私は思います。だからこそ過酷だというふうに思いますよ。

ただ、負担を軽減するという事は、これはやっぱり考えなきゃいけない。そこで、負担を軽減するための何かお考えになっている方策みたいなものがあつたら説明していただけますか。

留置管理課長

看守勤務員の負担を軽減するため、毎年増員要求をお願いしているほか、看守勤務員の補助的な仕事をする非常勤職員の配置も進めております。さらに、看守勤務員のストレス解消及び士気高揚のために署長を交えての懇親会、座談会の開催、それから事故防止の功労等に対する積極的な賞揚措置等を行っております。

益田委員

今、僕が一番最初に言った非常勤のことが出てまいりました。全体的には職員が10名減員をするということですが、このところは非常勤職員を増やしますよと、こういうふうに解釈していいのでしょうか。

それで、いわゆる配置の人数、非常勤の場合、雇った人数、それから当然勤務内容をどうするのか僕は分かりません。職員の方とどう違うかもよく分からないのですが、内容だとか今後の配置予定、その辺を教えてくださいませんか。

留置管理課長

非常勤職員でございますけれども、平成16年度に10名を採用いたしまして、現在まで27警察署と本部の28施設に29人配置しております。

勤務内容につきましては、被留置者の衣類の洗濯や食事の用意、留置施設の清掃などあります。

今後の配置予定でございますけれども、看守勤務員を本来の業務である被留置者の動静監視に専

念させ、留置業務関係事故の絶無を期するために、予算担当部門などをお願いしまして増員をお願いしたいと考えております。

益田委員

今、一番最後におっしゃったことを我々が協力して頑張るしかないなというふうに思います。いずれにしても、それはそれで、最後は予算の問題になってしまうんですが、どちらへ転んでも、大変な職場での人たちに対する配慮はちゃんとしてもらいたいというふうに思いますし、24時間365日開いている役所は警察だけしかないわけで、先ほどもちょっと話がありましたけれども、それこそ人生相談までなんていう話まであるぐらい大変な状況の中ですので、できればこういうところに非常勤職員の増員をしていただくよう、お互いに頑張りたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、もう1問、時間の関係があり急いでいきたいと思いますが、これも、私が質問する趣旨は、警察の方々の負担をとにかく少しでも減らしていくために、いろいろなアイデアを考えなければならないというふうに思って聞くわけでございますけれども、私なんかは、私、考えようによっては、免許の更新手続きなんかは、例えば、自動車学校なんかにもお願いしてもいいのではないのかと、こう私は思っているんです。

なぜかという、高齢者講習というのは頼んであるのでしょうか。だから、警察の業務の中で、少しでもそういうところは軽くしてあげることが、現場の警察官、お巡りさんさんの方たちの軽減になるのではないかと私は思っているんです。そういう視点から、ちょっと今日は免許のことについても聞きたいんです。こんなのと云ったら怒られちゃうけれども、民間でやれるのではないのかということをやっているわけよ。

例えば、標識のメンテみたいなものも、話をしたら、そんなのは全部民間がやっていますというけれども、僕が取材したのは、警察から取材したんですから、1年に1回はやっていますとのことでした。一つの署で何万本とあるんだから。それを一つの署の人たちが1箇月間点検するなんて、それは無茶苦茶なんです。かわいそうだって。民間の人たちに日常的にやらしてもらえばいいんだよと私は思っている、そういう観点から何点か聞きたいと思いますが、ぱぱっと答えていただきたい。

昨年、県内で免許証の更新手続きをした人、これ何人ぐらいいるんでしょうか。

免許課長

平成20年中、運転免許証の更新の手続きをされた方は、114万6,920人です。

益田委員

そのうち警察署で更新手続きをした人というのは何人ですか。

免許課長

警察署で更新手続きをされた方は67万3,189人で、全体の58.7%です。

益田委員

どういう人が警察署で運転免許証の更新手続きができるのかをちょっと聞いてみましょうか。

免許課長

横浜市内の警察署で更新手続きができる方は、各警察署の管轄区域内に住所を有する方の

うち、5年以上、無事故無違反の優良運転者及び5年以内に軽微な違反が1回の一般運転者であります。

5年以内に2回以上の違反行為をした違反運転者及び、初めて更新をする初回運転者は、横浜市旭区にあります運転免許試験場において更新手続をすることになります。なお、横浜水上警察署管内の居住の方は、加賀町警察署で受け付けることになります。

横浜市以外の警察署で更新手続できる方は、各警察署の管轄区域内に住所を有するすべての方であります。

益田委員

今、優良運転者の話も出てきて絶対やるしかないなと思っていますが、今、この免許についての話ですけれども、民間に委託している部分があると思うんですが、免許の部分で民間に委託しているものについて、どのようなものがあるのでしょうか。

免許課長

現在、民間に委託しております業務は、免許関係事務につきましては、運転免許証の更新連絡書の発送、それから高齢者講習の通知業務を委託しております。講習関係につきましては、停止処分者講習、更新時講習、高齢者講習などの講習業務を委託しております。

益田委員

では、民間に委託できないもの、これは絶対駄目だというものは何でしょうか。

免許課長

民間に委託できないものとして、道路交通法第108条に、適性検査結果の判定、それから運転免許試験の結果の判定、それから行政処分関係の免許の取消し及び効力の停止に係る事務などが定められております。

益田委員

108条は、例えば目の検査のこととかですか。

免許課長

そのとおりでございます。

益田委員

これは法律で決められていることですから、ここに偉い官僚の方々がいらっしゃるから、是非国の方で直していただくように協力していただきたいと思っておりますけれども、僕は、目の検査は目医者さんだって、保健所だってどこでもいいのではないのかと思っています。

それから、自動車教習所だっていいのではないかと思いますよ。やっぱりそういったことが結局、自分たちの負担を増やしているということかなというふうに思います。

行政処分の結果うんぬんというのは、これはやむを得ませんけれども、そう思いました。それで、免許証の更新業務について、民間に委託できるのはこんなものがあるのかなというのがあったら教えてください。

免許課長

免許関係事務の委託につきましては、やはり道路交通法第108条を根拠といたしまして、免許証申請書の受理、免許証の交付、免許証記載事項変更届の受理、免許証再交付申請書の受理、免許証の更新連絡書の発送などができるほか、道路交通法第108条の2を根拠と

いたしまして、講習関係業務についても委託することができます。

益田委員

言葉だけ聞いていると、さっぱり訳が分からないんだけど、私も法律を勉強させてもらいました。委託することができない業務というのがちゃんと出ているというのも分かりました。それで今、聞いてきたわけですけど、運転免許試験場で行われる技能試験、これは民間に委託できないんですか。

試験課長

運転免許の技能試験は、道路交通法施行規則によりまして、公安委員会の指定を受けた警察職員が行うことになっております。現在のところ、民間委託するには、技能試験については総理府令の改正が必要でございますので、今後、技能試験について民間委託の意見があることを警察庁に伝えてまいります。

益田委員

それで自分たちが少し楽になるわけですよ。こここのところを一杯言いたいことあるのよ。

とにかく、確かに免許業務というのは個人情報の問題があり、なかなか全面的に民間委託ができないと思いますけれども、そういったところは少しずつ変えていくことを考えた方がいいよ。

パスポートなんかだってそういうことを考えてやっているんですから。そういうことも少しは考えた方がいいのではないかと思いますし、いずれにしても、警察の業務は、例えば、生活安全課なんかにしたら、パチンコの台の入替えの時も立ち会うとかびっくりするようなことをやっている。

そういうことも含めて民間委託の問題は、警察業務の全体的な見直しを僕はやるべきだと思う。それでできるだけ民間の方たちの力をお借りするというふうに、そういうことを考えていきましょうということを提案したいと思います。

以上で私の質問は終わります。